

サテライトオフィス等の開設にあたり

建物の
改装費

償却資産
の取得費

オフィスの
移転費

を補助します!

水戸市

サテライトオフィス等開設促進補助金



補助率

1/3

上限額

500万円

加算金

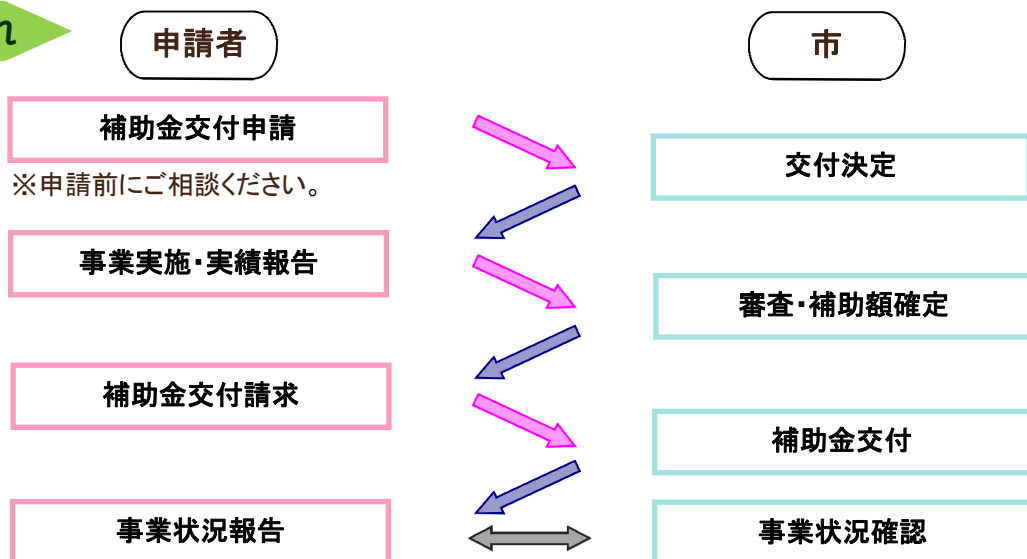
100万円

※市内に移住した従業員(1名必須)、及び新規市民雇用者が合計で3人以上の場合に限ります。

対象要件

- 水戸市内でサテライトオフィスの新規開設、又は本社の移転(以下「サテライトオフィス等」という。)を行うこと。
- 補助金の交付申請をした日から事業開始日までに、サテライトオフィス等において従事するため、1名以上の従業員が水戸市内に移住すること。
- サテライトオフィス等における業務を3年以上継続する意思があること。 など

手続きの流れ



問合せ先

〒310-8610 水戸市中央1-4-1 水戸市産業経済部商工課

TEL 029-232-9185 FAX 029-232-9232

E-mail commerce@city.mito.lg.jp

詳細はホームページをご覧ください

